

新旧対照表

○千葉県自然公園施設設置管理条例

新	旧												
千葉県自然公園施設設置管理条例 昭和五十四年三月十二日 条例第一号	千葉県自然公園施設設置管理条例 昭和五十四年三月十二日 条例第一号												
改正 昭和五五年 三月二九日条例第 昭和六一年 三月二八日条例第 一四号 八号 平成一三年 七月 六日条例第 平成一七年 四月 八日条例第 三四号 四九号 平成一七年一〇月二五日条例第 平成一七年一〇月二五日条例第 八一号 一〇一号 平成二一年 七月一七日条例第 平成二一年一〇月三〇日条例第 四六号 八三号 平成二五年一二月二六日条例第 平成三〇年一二月二八日条例第 六四号 六一号 令和 三年一二月二八日条例第 <u>令和 七年 三月 七日条例第</u> 五二号 <u>十七号</u>	改正 昭和五五年 三月二九日条例第 昭和六一年 三月二八日条例第 一四号 八号 平成一三年 七月 六日条例第 平成一七年 四月 八日条例第 三四号 四九号 平成一七年一〇月二五日条例第 平成一七年一〇月二五日条例第 八一号 一〇一号 平成二一年 七月一七日条例第 平成二一年一〇月三〇日条例第 四六号 八三号 平成二五年一二月二六日条例第 平成三〇年一二月二八日条例第 六四号 六一号 令和 三年一二月二八日条例第 五二号												
千葉県自然公園施設設置管理条例 (趣旨)	千葉県自然公園施設設置管理条例 (趣旨)												
第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十 四条の二第一項の規定により、自然公園施設の設置及び管理に関し必要な事 項を定めるものとする。	第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十 四条の二第一項の規定により、自然公園施設の設置及び管理に関し必要な事 項を定めるものとする。												
(設置)	(設置)												
第二条 県は、自然公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二 条第一号に規定する自然公園をいう。）の利用の機会を県民に提供し、もつ て県民の保健、休養及び教化に資することを目的として自然公園施設を設置 する。	第二条 県は、自然公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二 条第一号に規定する自然公園をいう。）の利用の機会を県民に提供し、もつ て県民の保健、休養及び教化に資することを目的として自然公園施設を設置 する。												
(名称及び位置)	(名称及び位置)												
第三条 自然公園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第三条 自然公園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大房岬自然公園施設</td><td>南房総市富浦町多田良</td></tr> <tr> <td>白子自然公園施設</td><td>長生郡白子町剃金及び古所</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	大房岬自然公園施設	南房総市富浦町多田良	白子自然公園施設	長生郡白子町剃金及び古所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大房岬自然公園施設</td><td>南房総市富浦町多田良</td></tr> <tr> <td>白子自然公園施設</td><td>長生郡白子町剃金及び古所</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	大房岬自然公園施設	南房総市富浦町多田良	白子自然公園施設	長生郡白子町剃金及び古所
名称	位置												
大房岬自然公園施設	南房総市富浦町多田良												
白子自然公園施設	長生郡白子町剃金及び古所												
名称	位置												
大房岬自然公園施設	南房総市富浦町多田良												
白子自然公園施設	長生郡白子町剃金及び古所												

新	旧
(削る。) 一部改正〔昭和六一年条例八号・平成一三年三四号・一七年四九号・一〇一号・令和三年五二号・<u>令和七年十七号</u>〕 (業務) 第四条 自然公園施設の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。 - 一 広場、園地、運動場、博物展示施設その他施設の提供 - 二 野外レクリエーション活動に関する指導助言 - 三 その他自然公園施設の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務 一部改正〔平成一七年条例八一号・二一年八三号〕 (指定管理者による管理) 第五条 知事は、自然公園施設の設置の目的を効果的に達成するため、自然公園施設の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (業務の範囲) 第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第四条各号に掲げる業務とする。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用の承認) 第七条 自然公園施設の施設のうち規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用の不承認) 第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する施設の利用を承認しないことができる。 - 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 - 二 その利用が、自然公園施設の設置の目的に反すると認められるとき。 - 三 その他自然公園施設の管理上支障があると認められるとき。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用の承認の取消し等) 第九条 指定管理者は、第七条の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。	<u>片貝自然公園施設</u> <u>山武郡九十九里町片貝</u> 一部改正〔昭和六一年条例八号・平成一三年三四号・一七年四九号・一〇一号・令和三年五二号〕 (業務) 第四条 自然公園施設の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。 - 一 広場、園地、運動場、博物展示施設その他施設の提供 - 二 野外レクリエーション活動に関する指導助言 - 三 その他自然公園施設の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務 一部改正〔平成一七年条例八一号・二一年八三号〕 (指定管理者による管理) 第五条 知事は、自然公園施設の設置の目的を効果的に達成するため、自然公園施設の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (業務の範囲) 第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第四条各号に掲げる業務とする。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用の承認) 第七条 自然公園施設の施設のうち規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用の不承認) 第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する施設の利用を承認しないことができる。 - 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 - 二 その利用が、自然公園施設の設置の目的に反すると認められるとき。 - 三 その他自然公園施設の管理上支障があると認められるとき。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用の承認の取消し等) 第九条 指定管理者は、第七条の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

新	旧
一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 二 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになつたとき。 三 その他自然公園施設の管理上支障があると認められるとき。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (行為の許可) 第十条 自然公園施設内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 一 物の販売、業として行う案内、写真若しくは映画の撮影若しくは物の貸付けその他の営業行為又は物の頒布、募金若しくは興行その他これらに類する行為をすること。 二 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため自然公園施設の全部又は一部を独占して利用すること。 2 前項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。 3 前二項の規定による許可には、自然公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 一部改正〔平成一七年条例八一号〕 (許可の取消し) 第十一条 指定管理者は、前条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 一 前条第三項の規定による許可の条件に違反したとき。 二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 一部改正〔平成一七年条例八一号〕 (管理の基準) 第十二条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用料金) 第十三条 自然公園施設の有料の施設を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。	一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 二 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになつたとき。 三 その他自然公園施設の管理上支障があると認められるとき。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (行為の許可) 第十条 自然公園施設内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 一 物の販売、業として行う案内、写真若しくは映画の撮影若しくは物の貸付けその他の営業行為又は物の頒布、募金若しくは興行その他これらに類する行為をすること。 二 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため自然公園施設の全部又は一部を独占して利用すること。 2 前項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。 3 前二項の規定による許可には、自然公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 一部改正〔平成一七年条例八一号〕 (許可の取消し) 第十一条 指定管理者は、前条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 一 前条第三項の規定による許可の条件に違反したとき。 二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 一部改正〔平成一七年条例八一号〕 (管理の基準) 第十二条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。 追加〔平成一七年条例八一号〕 (利用料金) 第十三条 自然公園施設の有料の施設を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

新	旧
2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。 追加〔平成一七条例八一号〕 (利用料金の支払の時期) 第十四条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。 追加〔平成一七条例八一号〕 (利用料金の免除) 第十五条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。 全部改正〔平成一七条例八一号〕 (利用料金の返還) 第十六条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 全部改正〔平成一七条例八一号〕 (知事による管理) 第十七条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該自然公園施設の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第七条から第九条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。 3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当	2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。 追加〔平成一七条例八一号〕 (利用料金の支払の時期) 第十四条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。 追加〔平成一七条例八一号〕 (利用料金の免除) 第十五条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。 全部改正〔平成一七条例八一号〕 (利用料金の返還) 第十六条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 全部改正〔平成一七条例八一号〕 (知事による管理) 第十七条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該自然公園施設の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第七条から第九条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。 3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当

新	旧
該停止を命じた業務に第十条の許可が含まれるときに限る。)における同条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。	該停止を命じた業務に第十条の許可が含まれるときに限る。)における同条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。
4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該自然公園施設の有料の施設を利用しようとする者は、第十三条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。	4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該自然公園施設の有料の施設を利用しようとする者は、第十三条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。
5 前項本文の場合における第十四条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十五条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第十三条第三項」とあるのは「第十七条第四項」とする。	5 前項本文の場合における第十四条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十五条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第十三条第三項」とあるのは「第十七条第四項」とする。
6 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。	6 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
7 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。	7 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
8 県民の日を定める条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他規則で定める場合において、自然公園施設の有料の施設で規則で定めるものに係る使用料については、第四項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。	8 県民の日を定める条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他規則で定める場合において、自然公園施設の有料の施設で規則で定めるものに係る使用料については、第四項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。
9 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。	9 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。
10 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第七条、第十条第一項各号列	10 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第七条、第十条第一項各号列

新	旧
記以外の部分及び第二項並びに第十三条第一項の規定の適用については、第七条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第十三条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十七条第四項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。 追加〔平成二一年条例四六号〕 (委任)	記以外の部分及び第二項並びに第十三条第一項の規定の適用については、第七条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第十三条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十七条第四項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。 追加〔平成二一年条例四六号〕 (委任)
第十八条 この条例に定めるもののほか、自然公園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。 一部改正〔平成一七年条例八一号・二一年四六号〕 附 則 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。 附 則（昭和五十五年三月二十九日条例第十四号） この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。 附 則（昭和六十一年三月二十八日条例第八号） この条例は、昭和六十一年七月十五日から施行する。 附 則（平成十三年七月六日条例第三十四号） この条例は、平成十三年七月二十日から施行する。 附 則（平成十七年四月八日条例第四十九号抄） (施行期日) 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。 附 則（平成十七年十月二十五日条例第八十一号） (施行期日) 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に改正前の千葉県自然公園施設設置管理条例第五条の規定により知事がした行為の許可又は知事に対してした申請は、この条例の施行の日以後における改正後の千葉県自然公園施設設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第十条及び第十一条の規定の適用については、改正	第十八条 この条例に定めるもののほか、自然公園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。 一部改正〔平成一七年条例八一号・二一年四六号〕 附 則 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。 附 則（昭和五十五年三月二十九日条例第十四号） この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。 附 則（昭和六十一年三月二十八日条例第八号） この条例は、昭和六十一年七月十五日から施行する。 附 則（平成十三年七月六日条例第三十四号） この条例は、平成十三年七月二十日から施行する。 附 則（平成十七年四月八日条例第四十九号抄） (施行期日) 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。 附 則（平成十七年十月二十五日条例第八十一号） (施行期日) 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に改正前の千葉県自然公園施設設置管理条例第五条の規定により知事がした行為の許可又は知事に対してした申請は、この条例の施行の日以後における改正後の千葉県自然公園施設設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第十条及び第十一条の規定の適用については、改正

新	旧																								
後の条例第五条に規定する指定管理者がした行為の許可又は当該指定管理者に対してした申請とみなす。 (使用料及び手数料条例の一部改正) 3 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 附 則（平成十七年十月二十五日条例第百一号抄） (施行期日) 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一・二 (略) 三 (前略) 第二十六条（中略）の規定 平成十八年三月二十日 四 (略) 附 則（平成二十一年七月十七日条例第四十六号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十一年十月三十日条例第八十三号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄） (施行期日) 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略） 附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄） (施行期日) 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略） 附 則（令和三年十二月二十八日条例第五十二号） この条例は、令和四年四月一日から施行する。 <u>附 則（令和七年三月七日条例第十七号）</u> <u>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u>	後の条例第五条に規定する指定管理者がした行為の許可又は当該指定管理者に対してした申請とみなす。 (使用料及び手数料条例の一部改正) 3 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 附 則（平成十七年十月二十五日条例第百一号抄） (施行期日) 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一・二 (略) 三 (前略) 第二十六条（中略）の規定 平成十八年三月二十日 四 (略) 附 則（平成二十一年七月十七日条例第四十六号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十一年十月三十日条例第八十三号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄） (施行期日) 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略） 附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄） (施行期日) 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略） 附 則（令和三年十二月二十八日条例第五十二号） この条例は、令和四年四月一日から施行する。																								
別表（第十三条第三項）	別表（第十三条第三項）																								
<table><tr><th>施設の名称</th><th>利用料金の名称</th><th>単位</th><th>額の範囲</th></tr><tr><td>大房岬自然公園施設</td><td>野営場利用料</td><td>テント一張り一泊につき</td><td>六百三十円以内</td></tr><tr><td>白子自然公園施設</td><td>野球場利用料</td><td>二時間につき</td><td>千五百二十円以内</td></tr></table>	施設の名称	利用料金の名称	単位	額の範囲	大房岬自然公園施設	野営場利用料	テント一張り一泊につき	六百三十円以内	白子自然公園施設	野球場利用料	二時間につき	千五百二十円以内	<table><tr><th>施設の名称</th><th>利用料金の名称</th><th>単位</th><th>額の範囲</th></tr><tr><td>大房岬自然公園施設</td><td>野営場利用料</td><td>テント一張り一泊につき</td><td>六百三十円以内</td></tr><tr><td>白子自然公園施設</td><td>野球場利用料</td><td>二時間につき</td><td>千五百二十円以内</td></tr></table>	施設の名称	利用料金の名称	単位	額の範囲	大房岬自然公園施設	野営場利用料	テント一張り一泊につき	六百三十円以内	白子自然公園施設	野球場利用料	二時間につき	千五百二十円以内
施設の名称	利用料金の名称	単位	額の範囲																						
大房岬自然公園施設	野営場利用料	テント一張り一泊につき	六百三十円以内																						
白子自然公園施設	野球場利用料	二時間につき	千五百二十円以内																						
施設の名称	利用料金の名称	単位	額の範囲																						
大房岬自然公園施設	野営場利用料	テント一張り一泊につき	六百三十円以内																						
白子自然公園施設	野球場利用料	二時間につき	千五百二十円以内																						

新	旧
全部改正〔平成二一年条例八三号〕、一部改正〔平成二五年条例六四号・三〇年六一号・令和三年五二号〕	全部改正〔平成二一年条例八三号〕、一部改正〔平成二五年条例六四号・三〇年六一号・令和三年五二号〕